

# 『養父市自動録音電話機購入補助金』のご案内

## 補助金対象の電話機

① 次の両方の機能が備わった電話機（公益財団法人全国防犯協会連合会推奨機器同等品）

- ・着信時に「通話を録音する」とガイダンスを流す
- ・電話に出ると通話内容を自動で録音する

② 養父市内の家電店等で購入した電話機

注1) 令和5年12月13日以降に購入したものが対象です。

注2) 市外の家電販売店やネット通販で購入したものは対象外です。

注3) 中古品やフリマサイトで購入したものは対象外です



## 補助金の申請ができる人

※令和7年3月31日時点の年齢

養父市に住民登録があり居住している **65歳以上**※の方が属する世帯の人

注1) 同一世帯において補助金申請は1回限りです。

注2) できる限り65歳以上の方が申請してください。

## 補助金の額

**自動録音機能付き電話機の購入費用**※(上限1万円)※消費税額を含む

注1) 機器代金以外(配達料、設置料、引き取り費用等)は補助対象外です。

注2) 購入金額が1万円に満たない場合は、100円未満は切り捨てとなります。

注3) 養父市のデジタルクーポンや兵庫県のはばたん payなどで購入した金額は対象外です。

## 補助金の申請方法について

補助金交付申請書は養父市のホームページから申請様式をダウンロードしていただくか、市役所市民課 又は 各地域局窓口に備え付けの申請用紙をご利用ください。

### ● 提出する書類

- ① 補助金交付申請書兼請求書
- ② 領収書（購入者の氏名、購入商品名、販売店名が記載されたもの）
- ③ 購入した電話機の取扱説明書やカタログの写しなど、メーカー名及び品番が確認できるもの
- ④ 補助要件該当者及び申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカードや運転免許証など）  
※65歳以上の方が申請される場合は申請者本人のみ
- ⑤ 振込先口座が確認できるものの写し（通帳もしくはキャッシュカード）

☆市役所窓口で提出の場合、④⑤については現物提示でも可です。

### ● 補助金交付申請書の提出先

養父市役所 市民課 へ持参もしくは郵送で提出してください。

※各地域局でも提出していただけますが、書類審査から交付決定までに時間がかかる場合があります。

郵送の場合は

〒667-8651

養父市八鹿町八鹿 1675 番地 市民生活部 市民課

へ

### ● お問い合わせは

養父市役所 市民課(Tel079-662-3163) へお願いします。